

# 第1号議案

一般社団法人 兵庫県社会福祉士会  
会費に関する規則の改正について

## 1 決議事項

社会福祉士の登録年度に都道府県社会福祉士会へ入会するためには、社会福祉士登録料、入会金、年会費と概ね 50,000 円程度を要することから、特に若年層を対象に入会金及び年会費の免除を全国的に展開することが日本社会福祉士会で協議されました。協議の結果として、30 歳以下を対象に入会金及び年会費を入会年度に限り無料とし、これを 3 年間試行しその効果を検証することになりました。

それを受け、本会においても、30 歳以下の方の入会金及び年会費を入会年度に限り無料とするため、規則の改正を行います。

現行	改正案
<p>(年会費)</p> <p><b>第3条</b> 本会の正会員の年会費は、17,000円とする。ただし、年度途中の10月1日以降に入会した者は初年度に限り年会費を減額することができる。</p> <p><b>2</b> 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p><b>1</b> この規則は、2011年3月21日に改正施行する。</p> <p><b>2</b> この規則は、日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。</p> <p><b>3</b> この規則は、2015年6月27日に改正施行する。</p> <p><b>4</b> この規則は、2017年4月1日に改正施行する。</p> <p><b>5</b> この規則は、2020年4月1日に改正施行する。</p>	<p>(年会費)</p> <p><b>第3条</b> 本会の正会員の年会費は、17,000円とする。ただし、年度途中の10月1日以降に入会した者は初年度に限り年会費を減額することができる。</p> <p><b>2</b> <u>ただし、正会員が入会年度に満30歳を超えない場合は、正会員の入会金及び入会年度の年会費を減免することができる。</u></p> <p><b>3</b> 一旦納入された年会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p><b>1</b> この規則は、2011年3月21日に改正施行する。</p> <p><b>2</b> この規則は、日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。</p> <p><b>3</b> この規則は、2015年6月27日に改正施行する。</p> <p><b>4</b> この規則は、2017年4月1日に改正施行する。</p> <p><b>5</b> この規則は、2020年4月1日に改正施行する。</p> <p><b>6</b> <u>この規則は、2022年4月1日に改正施行する。</u></p>